

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表（正誤表）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準(平成12年6月9日農林水産省告示第817号)
(誤)

改正後	改正前
<p>4.1.5.1 格付検査担当者 格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している<u>もの</u>が1人以上置かれていなければならない。</p> <p>4.1.5.2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、4.1.3.2の品質管理責任者以外の者の中から講習会において枠組壁工法構造用製材の格付に関する課程を修了した<u>もの</u>が1人選任されていなければならない。</p>	<p>2.1.5.1 格付検査担当者 格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している<u>者</u>が1人以上置かれていなければならない。</p> <p>2.1.5.2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、2.1.3.2の品質管理責任者以外の者の中から講習会において枠組壁工法構造用製材の格付に関する課程を修了した<u>者</u>が1人選任されていなければならない。</p>
<p>4.2.4.2 格付の実施方法 <u>次による。</u></p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3) 格付の表示の<u>様式</u>に関する事項</p> <p>4)・5) (略)</p> <p>6) 格付の表示のための機械器具の管理に関する事項</p> <p>7) 格付及び格付の表示の<u>記録</u>の作成及び保存に関する事項</p> <p>8) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する<u>教育の実施</u>に関する事項</p> <p>9) 格付及び格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>10) 格付及び格付の表示の実施状況についての<u>認証機関等</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>2.2.4.2 格付の実施方法</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3) 格付の表示に関する事項</p> <p>4)・5) (略) (新設)</p> <p>6) 格付記録の作成及び保存に関する事項 (新設)</p> <p>7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>8) 格付の実施状況についての<u>認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>

(正)

改正後	改正前
<p>4.1.5.1 格付検査担当者 格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、<u>認証機関等</u>が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している<u>もの</u>が1人以上置かれていなければならない。</p> <p>4.1.5.2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、<u>かつ</u>、4.1.3.2の品質管理責任者以外の者の中から講習会において枠組壁工法構造用製材の格付に関する課程を修了した<u>もの</u>が1人選任されていなければならない。</p>	<p>2.1.5.1 格付検査担当者 格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、<u>認証機関</u>が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している<u>者</u>が1人以上置かれていなければならない。</p> <p>2.1.5.2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、2.1.3.2の品質管理責任者以外の者の中から講習会において枠組壁工法構造用製材の格付に関する課程を修了した<u>者</u>が1人選任されていなければならない。</p>
<p>4.2.4.2 格付の実施方法 <u>次による。</u></p> <p>1) (略)</p> <p>2) 格付の表示の<u>様式</u>に関する事項</p> <p>3) (略)</p> <p>4) 格付の表示のための機械器具の管理に関する事項</p> <p>5) 格付及び格付の表示の<u>記録</u>の作成及び保存に関する事項</p> <p>6) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の<u>実施</u>に関する事項</p> <p>7) 格付及び格付の表示の<u>実施状況</u>についての内部監査に関する事項</p> <p>8) 格付及び格付の表示の<u>実施状況</u>についての<u>認証機関等</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>2.2.4.2 格付の実施方法</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 格付の表示に関する事項</p> <p>3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4) 格付記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>6) 格付の実施状況についての<u>認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>

※下線は改正箇所